

利用料（料金表）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本部分】※身体介護及び生活援助

下記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

また、当事業所は特定事業所加算（Ⅱ）を取得しております。以下の料金は加算分を含んだ料金です。

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担額			早朝・夜間料金
			(1割)	(2割)	(3割)	
生活援助中心である場合 (所要時間)	20分以上45分未満	2,221円	222円	444円	666円	25%増
	45分以上の生活援助中心である場合	2,740円	274円	548円	822円	
身体介護中心である場合 (所要時間)	20分以上30分未満	3,038円	303円	607円	911円	
	30分以上1時間未満	4,817円	481円	963円	1,445円	
	1時間以上1時間30分未満	7,038円	703円	1,407円	2,111円	
	1時間30分以上で30分超す毎に	+1,016円	101円	203円	304円	

*引き続き生活援助を行った場合の加算は（20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度とする）

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		利用者負担			
		基本利用料	(1割)	(2割)	(3割)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	1ヵ月所定単位×137/1000			
初回加算 (初回訪問月1回)	新規に訪問介護計画書を作成し、サービス提供責任者がサービス提供または同行した場合	2,210円	221円	442円	663円
緊急時訪問介護加算	家族、利用者より要請を受けケアマネージャーが必要と認めたときに居宅サービス計画にない身体介護を行ったとき	1,105円	110円	221円	331円

生活機能向上連携加算Ⅰ (月1回)	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士から助言を受け、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、訪問介護を提供した場合。	1,105円	110円	221円	331円
前日の営業時間以降の キャンセル連絡	1,000円				

(注) 体調などの容体の急変で通院の場合は、キャンセル料は不要とします。

【介護保険外サービス・自費の単価表(税込)】

介護保険外の範囲のサービスに関しては下記の料金でお受けいたします。

サービス提供時間 9:00-17:00※介護保険の提供時間と異なります

身体介護中心である場合	30分未満	2,000円
	30分以上 60分未満	3,000円
	15分を過ぎるごとに	1,000円加算
生活援助中心である場合	30分未満	1,500円
	30分以上 60分未満	2,500円
	15分を過ぎるごとに	750円加算
キャンセル料(当日)		1,000円

*時間外、日曜、祭日は25%増しの料金になります